

1973年養護学校義務化政策に関する研究

久米, 祐子
九州大学大学院人間環境学府

<https://doi.org/10.15017/2230709>

出版情報 : 飛梅論集. 19, pp.19-34, 2019-03-29. Graduate School of Human-Environment Studies,
Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

1973年養護学校義務化政策に関する研究

久 米 祐 子*

問題の所在

本稿は、1973年11月に田中角栄内閣が「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」(以後「義務化政令」)を政策として出した経緯を、明らかにすることを目的とする。

養護学校義務制をめぐるこれまでの戦後障害児教育研究には、障害児の発達保障のために養護学校義務制は必要であったとする方向⁽¹⁾と、障害児教育には養護学校等の特別な場よりも統合教育が必要であるとする方向⁽²⁾がある。しかし、どちらの研究も1973年の義務化政令の政策決定経過に踏み込む研究ではなかった。そのため、この義務化政令を当時の政権が政策として出した経緯が解明されないままになっている。

田中内閣前後の福祉政策及び優生政策との関係についての研究は、松原洋子が行っており⁽³⁾、福祉予算が大幅に計上されるようになって、福祉予算削減のための障害児者の発生予防が言われるようになったこと⁽⁴⁾や1970年代前半は、「優生」という概念が肯定的に解釈され、優生政策も推進すべき課題としてとらえられていた⁽⁵⁾と述べている。だが、障害児教育及び養護学校義務化政策についての言及はなされていない。

優生学が日本の障害児者教育に及ぼした影響については、平田勝政の研究⁽⁶⁾がある。まず、平田は戦前の三田谷啓⁽⁷⁾の優生学の影響についてふれており、三田谷が「日本民族の改善」問題の「消極的事業」⁽⁸⁾として「特殊教育」の振興を説いていたことを指摘している点は重要である。つまり、三田谷は「特殊教育」を優生政策の「消極的事業」⁽⁹⁾と位置づけており、特殊教育の目的は「児童の性能に応じたる職業を得させ生活の道を講じ」て国の経済的負担にならないようにすることと「社会に害毒を流さぬ」ことである⁽¹⁰⁾と述べていたことは、特殊教育の目的を考える時の重要な視点である。しかしながら、平田の研究は1950年代までであり、養護学校義務化への言及はなされていない。これらの先行研究から、養護学校義務制が政策化された意図については研究がなされていないということが言える。

さらに養護学校義務化は「障害児全員就学制度を実現させる」⁽¹¹⁾のものであったとする先行研究が多い。だが、就学猶予・免除は学校教育法第十九条に残され、養護学校義務制の期間を通して毎年

*九州大学大学院博士後期課程

2000人～3000人を就学猶予・免除する制度⁽¹²⁾となった。これをみれば養護学校義務化が、障害児全員就学を実現させることだけを目的とした政策であったと断定することは困難である。では、何のための養護学校義務化政策だったのであるのか、それを解明する必要がある。さらに、これまでの研究では、1970年代の世界の障害児教育で先進諸国が次々に統合教育へと政策転換した⁽¹³⁾時期に、当時国民総生産が世界2位となり先進国となった⁽¹⁴⁾日本が、養護学校義務化を行った理由が明らかにされていない。

日本の障害児教育関係者や文部省が、それらの先進国の動向に無関心であったのかということそうではなかった。元文部省特殊教育室長だった辻村泰男が議長となって1969（昭和44）年3月に文部大臣に報告した「特殊教育の基本的な施策のあり方について」⁽¹⁵⁾（以下「辻村報告」）の中に、障害児の教育は「可能な限り普通児とともに教育を受ける機会を多くし、普通児の教育からことさらに遊離しないようにする必要がある。」⁽¹⁶⁾との項目をいれており、辻村は特殊教育の本質を「特殊学校とか特殊学級という形態にあるのではなく、普通の学級の中での教育では、何らかの問題を呈する児童・生徒に、それぞれの教育的ニーズに即応した特別な配慮を行なうところに存するのだ」⁽¹⁷⁾と説明していた。しかもこの辻村報告の前年に出された中間報告⁽¹⁸⁾によって1968（昭和43）年告示の小学校学習指導要領総則⁽¹⁹⁾に「(7) 心身に障害のある児童については、児童の実態に即した適切な指導を行うこと。」⁽²⁰⁾という項目が入れられて実施され始めていた。田中内閣が成立した1972年7月は、すでにこの学習指導要領が昭和46年4月1日から全面施行されて一年半がたち、東京都教育委員会から統合教育実践も出始めて⁽²¹⁾おり、大阪府豊中市でも就学猶予・免除児を無くして地域の小学校へ就学させる準備が始まっていた⁽²²⁾。このように、辻村たちが主張していた統合教育⁽²³⁾が緒につこうとしていた時期であり、しかも昭和42年の調査で心身障害児の約6割である72万3129人が在籍していたのは普通学級だった⁽²⁴⁾。当時の教育現場の実情から出されたのが辻村報告であり、小学校普通学級の学習指導要領もそれに合わせたものになったばかりの時期だった。このように、文部省も先進諸国の障害児教育の動向と同じように統合教育へ向かおうとしていた1973年11月に、田中角栄内閣の養護学校義務化の政令が閣議決定されたのである。これは、文部省の方針を転換させるものでもあった。

この養護学校義務化へと方針転換がなされた政策議論や政策の意図は、未だに解明されていない。そこで本稿は、田中角栄内閣が養護学校義務化政令を政策として提出した経緯を解明することで、同政令が政策としてだされた経緯及び意図を明らかにする。

本稿では、まず1973年の養護学校義務化政令が政策として出された経緯を解明するために、田中角栄が政権をとる直前に出した『国民への提言＊わたしの十大政策＊』⁽²⁵⁾（以下「十大政策」）の中に「とくに、重度障害者の全員収容制度を確立する。」という項目があり、自分が総理大臣となった時にはこれを政策化することを明記していたことに着目し、この項目の成立過程をたどる。それによって当時「重度障害児者の全員収容」を要求していた人物や所属団体の、障害児者の福祉と教育についての考えとその要求実現の手立てを分析し、この項目が特殊教育推進連盟・全国社会福祉協議会（以下「全社協」）等との関係で作成されたことを解明する。次に、田中角栄内閣が成立した

1972年に総理府に設置されていた中央心身障害者対策協議会が「総合的な心身障害者対策の推進について」を報告するまでの言説によって、田中内閣が「十大政策」の中の「重度障害者の全員収容制度を確立」という公約を政策化するために、内閣成立前には収容先として福祉施設が考えられていたが、内閣成立後の論議の中で、養護学校が収容施設の一種としてつけ加えられていった経過を解明する。さらに、それを法律化した国会の議事録を分析し、優生保護法改定案と養護学校義務化政策との関係を明らかにする。

1、優生思想による福祉政策の転換——地域から収容施設へ

田中角栄の「十大政策」は、1972年に佐藤栄作退陣後の、次の自民党総裁・総理大臣選挙に際して関係者やマスコミに配布されたものである。しかも選挙直前に配布されたもので、朝日新聞は「この十大政策の内政問題は、さきに田中氏が発表した「都市政策要綱」「日本列島改造論」などを集約化したもの⁽²⁶⁾と報道している。では障害児者政策はどのように「集約化」されているのかを見ると、次のような項目が示されている⁽²⁷⁾。

三 国民の健康をまもり、しあわせを高める

- 6 身体障害者、精神薄弱者のために必要な施設を確保し、教育・看護体制を強化する。とくに、重度障害者の全員収容制度を確立する。(以下「三の6」)

自由民主党(以下「自民党」)及び国の重度障害児者対策には、重度障害児者がいる家へ家庭奉仕員を派遣する「家庭奉仕員派遣制度」が1967(昭和42)年度から開始されており、田中内閣成立の1972(昭和47)年7月も前年度決定された予算で次のように強化・継続されていた⁽²⁸⁾。

- (1) 在宅心身障害児・者の援護の充実(筆者注、()内の金額は、前年度予算)…(中略)…エ 家庭奉仕員制度の改善 1.8億円(0.8億円) 重度心身障害児を有する家庭に対し派遣される家庭奉仕員については、その手当月額を…(中略)…引き上げる。
- (2) 在宅重度身体障害者の援護 在宅重度障害者については、その援護対策を強化するために、とくに昭和42年度以降、新規定施策を創設するとともに制度の改善につとめてきたところであるが、昭和47年度においては…(中略)…その内容の充実がはかられた。ア 家庭奉仕員派遣事業について、国庫補助の対象となる家庭奉仕員の数を…(中略)…増員するとともに、手当て月額を…(中略)…増額したこと。(下線は筆者、以下同じ)

このように自民党及び国の政策は、地域での在宅生活を支えるために障害児者がいる家へ「家庭奉仕員(ホーム・ヘルパー)⁽²⁹⁾」を派遣する福祉政策が既に昭和42年から開始され、その後増額拡充していく方針⁽³⁰⁾であった。1972年当時にこの政策は自民党党内では知られていたが、「十大政策」

に「家庭奉仕員派遣制度」の拡充は入っていない。自宅から施設への収容を目指す「重度障害者の全員収容制度」の確立を明言していることが、この「十大政策」の大きな特徴である。

この「十大政策」の作成責任者は後年田中内閣で蔵相を務めた愛知揆一であった⁽³¹⁾。

では、どのような経路で作成責任者であった愛知が、三の六の項目を承諾・作成したのであろうか。ルートとしては二つ考えられる。

一つの経路としては、1964年に全国特殊学校校長会が作った「全国特殊教育推進連盟」（以下「推進連盟」）と愛知とのつながりである。推進連盟は1965（昭和40）年に第2回全国特殊教育振興大会を開催し、愛知揆一文部大臣の祝辞を受けていたことがあげられる⁽³²⁾。これが恒例となって推進連盟の大会で、毎年文部大臣が祝辞を述べるようになった。これは、推進連盟の積極的な政治的働きかけによるもので、初代会長の小宮山俊によれば、当時日本教職員組合の特殊教育部長今村治の案内で「内閣法制局」や「議員会館報の常任委員会」等に行き、社会党議員湯山勇の仲介で、各党超党派議員の共同提案で「養護学校整備特別措置法」を成立させる⁽³³⁾等のめざましい政治的働きかけをしていた。愛知揆一は文部大臣として働きかけられた中の一人だった⁽³⁴⁾。

二つ目の経路としては福祉関係で、全国社会福祉協議会（以下「全社協」）からのルートがあった。1970年代の全社協の会長は灘尾弘吉議員であった⁽³⁵⁾。灘尾は水曜会⁽³⁶⁾の主要メンバーであり、しかも1972年までに文部大臣4回・厚生大臣1回の経験者で⁽³⁷⁾、田中角栄たちにとって7月の総裁選挙で賛成を得たい⁽³⁸⁾議員であった⁽³⁹⁾。このように総裁選挙に当選するために、総裁選挙の投票権のある議員を最大数ひきつける必要があった角栄と愛知たちにとって、それらの議員たちの賛同を得るための政策が必要だった⁽⁴⁰⁾。こうした必要性からそれらの議員たちが支援団体の要求を代弁していたものを十大政策に取り入れ、その結果三の六が十大政策の項目になったのであった。

ここで重要なことは、二つの経路には共に優生思想による要求があったことである。一つ目の経路である推進連盟の要求の中に、次のような項目があった⁽⁴¹⁾。

1 心身障害者の発生予防 …（中略）… (1) 発生原因の究明と発生予防の研究の推進

(2) 優生保護および母子衛生対策の徹底 …（中略）…

2 就学前の教育・訓練 心身障害児の…（中略）…早期の教育・治療と併行した教育・訓練する体制の整備を図る。重症の心身障害児については、保護・療育の措置を徹底する。

まず、注目すべきことはこの推進連盟がすでに生まれている児童・生徒を教育する団体であるにもかかわらず、「心身障害者の発生予防」を要求項目としてあげ、その実現の方法の一つとして「優生保護および母子衛生対策の徹底」を挙げていることである。つまり、戦後の優生保護法に規定されていた「不良な子孫の発生予防」のための出生前優生手術を奨励・強化するように要求していたことである。次に、「重症の心身障害児については、保護・療育の措置を徹底する」ことを求めていることである。その理由は1960年代後半の時期は、1962年の通達「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」によって重度障

害児は養護学校及び特殊学級等の特殊教育の対象ではなかった⁽⁴²⁾。つまり障害児の「保護・療育の措置を徹底する」とは、施設収容を徹底する、という意味であった。このような要求を実現させるべく小宮山を初代とする推進連盟は、議員や文部省・厚生省など関連省庁へ働きかけを行っていた⁽⁴³⁾。

経路の二つ目である全社協について見てみると、全社協は問題ごとに下部組織をもっており、重度障害児問題については昭和37（1962）年に全社協心身障害児福祉協議会（以下「心身協」）を組織して、昭和40年から三年間「心身障害児対策促進大会」を開催し…（中略）…とくに重度・重症障害児対策中心に、施策の立ち遅れを訴え、世論喚起をおこな⁽⁴⁴⁾う等の動きをしていた。この大会会長は元厚生省官僚であった太宰博邦⁽⁴⁵⁾で、太宰は日本で一番初めにできた重症障害児施設島田療育園の運営母体である日本障害児協会の会長も兼ねていた⁽⁴⁶⁾。太宰は1966年の心身障害児対策促進大会で、午前中に陳情について話し合い午後は「国会、総理府、大蔵省、厚生省、文部省、労働省への陳情」⁽⁴⁷⁾を行うようにしていた。その時の陳情書の要求項目の冒頭に次のような障害児の発生予防に関する項目を挙げていた⁽⁴⁸⁾。

I 基礎研究・予防ならびに早期対策の確立 現在の研究は各省・大学・病院などでバラバラに行われているが、…（中略）…心身障害児の発生原因・予防・治療・指導などの幅広い研究を強力に推進する為、総合的な研究センターを設置していただきたい。

このように、障害児が生まれないようにするための「心身障害児の発生原因・予防・治療・指導」を一元化する「総合的な研究センターの設置」を、一番目の要求項目としていたのである。その次に「公立及び民営の重症心身障害児施設の増設」⁽⁴⁹⁾を項目に入れて要求していた。この要求は全社協・心身障害児福祉協議会の名前で要求されており、心身障害児対策促進大会の参加者及び団体は、全社協の下部組織の心身障害児福祉協議会に加盟していた⁽⁵⁰⁾のであった。このように、全社協も「重症心身障害児施設の増設」を心身障害児の「発生予防」と組み合わせて要求していたのであった。さらに全社協の下部団体として全社協養護施設協議会（以下「全養協」）もあり、この全養協には障害児者施設も加盟していた⁽⁵¹⁾。これらのことから、全社協も障害児者の発生予防の政策化を強く要求していたことは重要である。

以上のことから、田中角栄の「十大政策」は、初めから障害児者の「発生予防」、すなわち優生思想を基本として取り入れたものであり、さらに、推進連盟も全社協も「重度障害児者」について「福祉施設への収容」を要求しており、田中内閣が成立する前の段階では「重度障害者の全員収容」の収容先は福祉施設であったことが明らかである。さらにそれは障害児者が地域の自宅で生活するための政策から、施設収容へと福祉政策を転換するものでもあった。

2、「収容」施設として養護学校を追加

前節で明らかになったように「重度障害者の全員収容」とは、「重度障害児者全員」の「福祉施設

への収容」を意味していた。しかし、田中内閣成立後の翌年に出したのは養護学校義務化政令であった。しかも、養護学校義務化について推進連盟の第7代会長の下田巧⁽⁵²⁾が「重度・重複障害の児童の教育についての内容とか方法とか詳しく検討を重ねて十分準備ができたから、義務制を実施したというのではなかった」⁽⁵³⁾と述べているように、義務化は準備万端の上での実施ではなかった。では準備が十分でない中で、なぜ義務化政令を出したのだろうか。田中内閣は成立後に、当時総理府に設置されていた中央心身障害者対策協議会（以下「中央協」）に報告を出させた。1972年12月に出された中央協の報告『総合的な心身障害者対策の推進について』⁽⁵⁴⁾の前文に「特に本年8月以降は…（中略）…3つの問題について、それぞれプロジェクトチームを編成し、必要な施策のあり方について鋭意検討を進めてきた」⁽⁵⁵⁾と書かれている。1972年7月の田中内閣成立の翌月にはもう、3つのプロジェクトチームを作らせて答申を急がせたのであった。

しかし、このプロジェクトチームは施設経営者側と特殊教育推進側との対立があり、難航していた。その対立は福祉施設入所中の児童・生徒の教育をめぐるものであった。中央協の施設経営者側メンバーの太宰博邦は1960年代後半から、重度障害児の親や施設経営者の意見を取りまとめて、次の要求の項目を実現するように政府に働きかけていたのである⁽⁵⁶⁾。

1. 多くの在宅児は放置されています…（中略）…
2. 施設が足りません …（中略）…盲ろうあ児、年長児、あるいは、いわゆる動く重症児などは施設にはいりたくてもはいれないまま家庭療育を余儀なくされているのが実情です。

このように、収容施設の増設と施設への措置費の大幅値上げを訴えていた太宰や初代国立秩父学園園長の菅修たち施設経営側にとって、養護学校増設は次のように施設経営に困難をもたらしていた⁽⁵⁷⁾。

通園施設に入所しているもので免除猶予を取消して付近の養護学校や特殊学級に移っていくものもでてきた。…（中略）…通園施設の存立の問題になってくる訳である。…（中略）…こういった事情は収容施設の方にもある。付近に全寮制の県立養護学校ができたために入所者が移動して大きな穴があき、それがなかなか埋まらないというところもでてきた。

養護学校の増設によってそちらへ「入所者が移動して大きな穴」が施設にあく、という施設経営が窮地に立たされる事態が出て来ていたのである。そこで、施設側としては次のような教育についての要求をした⁽⁵⁸⁾。

養護学校教科で新設された「生活」「養護・訓練」の内容は、現在施設が重度児に対して実施している（筆者注、生活指導の）内容そのものである。…（中略）…施設における指導を養護学校に準ずるものと認め、学校教育の委託を希望するものである。

これは要するに、福祉施設の重度児の指導を学校教育として認めてほしい、という要求であった。この要求が実現すれば、福祉施設の経営が困難になる事態を避けることができる、という考えである。しかし、特殊教育推進側の小宮山倭は教育についての専門性の面から次のように反対していた⁽⁵⁹⁾。

しかし、…（中略）…両陣営（筆者注、施設と養護学校）に働くスタッフの専門性の是認やその整理や協力方法などという問題が現状のまま未整理のままに残り、つまり何ら改善のきざしもないという点はもの足りない打開論である。

小宮山が言う「スタッフの専門性の是認やその整理や協力方法などという問題」とは教育を行う資格、つまり教員免許を持った教師でなければ教育を実施することはできないという問題であり、もし福祉施設の重度児の指導を学校教育として認めるとするならば、施設が教員免許を持った職員を雇用しなくてはならない、ということであった。

この中央協には総理府総務副長官・大蔵・文部・厚生・運輸・労働・建設・自治省の各省事務次官たちがメンバーとして任命されており⁽⁶⁰⁾、各省の事務次官を代表として省庁間のすり合わせが行われていた。それでも施設経営側と特殊教育推進側とのこの主張の対立はなかなか解決できなかった。この苦衷を中央協報告書は次のように表現している⁽⁶¹⁾。

そこで、両者（筆者注、施設経営側と特殊教育推進側）の関係を抜本的に明確化するために両者を截然と区別し、又は両者を全く一体としてしまう等の具体案がいくつか提示されたが、この問題は、当面急務とされている養護学校の増設整備の進捗に応じ、今後、児童福祉諸施設と学校教育の関係一般の中で慎重に検討すべきものと考えられる（後略）。

中央協の特殊教育推進側メンバーの辻村泰男⁽⁶²⁾も全国障害者問題研究会委員長の田中昌人との対談の中で、次のようにこの対立について具体的に述べている⁽⁶³⁾。

辻村 ご承知の、中央心身障害者対策協議会があるでしょう。あれにいくつかのプロジェクトチームがつくられましたね。私がうけもたされたのは、厚生省の児童局の障害福祉課の行政と文部省の特殊教育課の行政との連絡調整ということなんですけど、実は昨日、答申案をつくりました。その要点は、児童福祉法48条には「施設長は入所中の児童を就学させなければならない」と書いてあるわけですが、それを履行しろ、ただし、そのばあい、その就学させるということは、カバンをさげて学校へ来るということだけじゃなくて、通学できない子のばあいは学校の方から、出向いてゆくということなんです。そういうことをまずいったんです。

田中 通園施設の先生方はずいぶん動揺しておられますね。

辻村 それについて審議会でもまったく対立した意見があったわけですよ。一つの意見は「通

園施設はつくづく考えてみると、養護学校とどこもかわらないから、全部養護学校にしてしまえということですね。それからもう一つの意見としては「通園施設とは学校でできないところをやるんだから、学校とは関係なくていいんだ」というんですね。この後者の意見には「それでは親が承知しないですよ」と言われるとタジタジになってしまうんですね。そして、通園施設は、義務教育の両端の幼稚部と高等部の子どもだけでやったらどうか」などという意見もできました。

このように「重度障害児者の全員収容」という政策を実施するためには、収容先の障害児の教育が最大の問題だった。つまり施設が施設であることを止めて養護学校になるのか、または、現在の入園者及び入所者の大半を養護学校へ渡して、「幼稚部と高等部の子どもだけ」で経営していくのか、という選択を迫られる事態となっていたのである。通園施設又は入所施設が養護学校になる場合、建物はそのまま使用し、子どもの数もかわらないとしても、養護学校に必要な職員は教員免許を持った職員であるから、施設で働いている職員は園長をはじめとして職を失うことになってしまう。これは、施設側としては承諾できない案だったのである。

そこで、どちら側も納得できるように模索がなされ、中央協報告として次のように当面の方針が出された。「第2 心身障害児の保護育成対策と教育対策」の「2 障害発見後の早期治療・訓練及び教育の体制に関すること。」の報告の内容は以下の通りであった⁽⁶⁴⁾。

心身の障害を発見したあと、すみやかにその障害を除去あるいは軽減し、かつ克服することは、障害児のみならず、その家族及び社会全体の福祉に多大な貢献をなすことに鑑み、把握された障害児をその障害の原因、種別、部位、程度に応じて、医療機関、各種児童福祉施設、特殊教育諸学校等にすみやかに収容あるいは通所させ（後略）。（傍点及び傍線は筆者）

ここで十大政策の「重度障害児者の全員収容」では、収容先は福祉施設一つだけであったものが、もう一つの収容先として特殊教育諸学校等が加えられて、枝分かれしていったのであった。つまり「重度障害児者の全員収容」政策が、厚生省の認可施設と特殊教育諸学校という文部省管轄の学校とに、二つに分かれて政策化されていくことになったのであった。これは下田が述べていたようにあらかじめ準備されていたことではなく、中央協委員たち内部の施設経営側と特殊教育推進側との利害をともなう対立を解消するために急遽決定されたものであった。

3、優生政策としての養護学校義務化

ここでは、主に田中角栄内閣の期間に国会で論議された内容を、三の6「重度障害児者の全員収容」政策化の議事録を分析して、優生保護法改定案と養護学校義務制の関係を明らかにする。

田中内閣成立直後の1972年7月の第69国会衆議院社会労働委員会で第一次田中内閣の塩見俊二厚

生大臣が「身体障害者、心身障害児に対する施策、さらにこれら施策の推進の基礎となる社会福祉施設の整備…（中略）…について一その施策の推進をはかっていく」⁽⁶⁵⁾と挨拶した。その後、寺前委員が病院や施設に入院・入所中の子どもの教育について質問し、厚生省児童家庭局長穴山徳夫説明委員が次のように説明した⁽⁶⁶⁾。

○穴見説明委員（前略）養護学校なり養護学級が併設されているのが非常に少ないということは全く事実でありまして、私どもも文部当局と相談をいたして、できるだけ早く、できるだけたくさんのごういった（筆者注、病院・施設）併設の機関というものをつくっていきたくたいというように考えております。

塩見厚生大臣の「社会福祉施設の整備」は、収容施設を大幅に増設するという政策であり、上記の穴見説明委員の説明はそれに加えて、施設及び病院併設の養護学校と特殊学級も増設するという政策であった。これは優生保護法改正案の審議から出てきた併設「養護学校」「養護学級」設置へと向かっていく論議であった。

「優生保護法の一部を改正する法律案」は内閣提出の法案として田中内閣成立前の第68国会に提出されていた⁽⁶⁷⁾。当時の優生保護法改正案の内容について、松原は「第一に中絶の対象から「経済的理由」を削除し「精神的理由」を加えること、第二に胎児の障害を中絶の理由としてみとめる規定、いわゆる胎児条項を新たに設けること」等であったと指摘している⁽⁶⁸⁾。この時期に優生保護法改定案が浮上した背景には、1970年前後に超音波診断機器等が開発されて、胎児の状態が出生前にわかるようになってきたこと⁽⁶⁹⁾。さらに『日本列島改造論』は出生率減少による近い将来の若年労働者不足を指摘している⁽⁷⁰⁾。この二点によって、障害のある胎児の出生を防ぎ、「経済的理由」による墮胎を禁止して出生率を上げることで、将来の働き手を確保することが主な改定案提出の背景であった。これは田中角栄内閣の養護学校義務化政策の推進が、優生保護法改正案の推進とともに決定されていったことを意味する。それが翌年の参議院予算委員会の予算化審議で第二次田中内閣の齋藤邦吉厚生大臣の次の答弁によって、より明確になっている⁽⁷¹⁾。

○国務大臣（齋藤邦吉君）（前略）安易に人工妊娠中絶を行なうということではなしに、現在ある制度は優生保護でございまして、不良な子供が生まれることは何とか食い止め、母親の健康を守って、そうして、いいおかあさんになってもらいたい、ごういうことで、優生保護思想の普及徹底にいままで欠けるところがあったのではないか。

この答弁は経済的理由の中絶を禁止し、障害のある「不良な子供」の出生を中絶手術でくい止め、健全な子どもだけを生み育てることが「いいおかあさん」であるという考え方が基本にある。では障害児が生まれた時はどうするのか、同厚生大臣が次のように答弁している⁽⁷²⁾。

○国務大臣（齋藤邦吉君） 重度心身障害児につきましては、そういう重症児の子供が生まれな
いようにするにはどうすればいいかという調査研究をできるだけ進めてまいりたいと思いま
して、来年度もそういう予算を計上いたしておりますが、不幸にして生まれております。そうい
う方々につきましては、施設に全員収容しようという考えを持っておるわけでございまして、
…（中略）…四十六年から五十年までの間の五ヵ年間に施設をつくりましてこれを収容しよう
ということに努力をいたしております、…（中略）…五十年で目標どおり一万六千人を全
員収容するようにいたしたいと努力をいたしておるところでございます。

この齋藤厚生大臣の答弁は、要するに障害児が生まれないように中絶手術をすることが第一で、それに失敗して障害児が生まれたら、その子ども達は「施設に全員収容」する方針であり、実際に「五十年で目標どおり一万六千人を全員収容する」と具体的な政策をのべている。つまり「重度障害児者の全員収容」とは、田中内閣の優生政策の一つであったことが明らかである。その収容施設については、前年の穴見厚生省児童家庭局長の説明によれば施設併設の養護学校も含まれる、ということになっていた。結果として、収容施設を増設してその横に養護学校を建てて廊下で両者をつなぐ等の施設併設養護学校も増設する、という形になったのである。

以上の国会論議から、優生保護法を改正して「経済的理由」を削除し「胎児の障害を中絶の理由としてみとめる」という「不良な子孫の発生予防」に特化しようとする優生政策から、施設併設養護学校及び単独の養護学校が、義務化されることになっていったことが明らかとなった。このように、養護学校義務化は田中内閣の優生政策から分化して政策化されていったのである。

おわりに

本稿で解明できたことは、1973年の養護学校義務化政令が優生政策から分化して政策化されたものであった、ということである。まず、田中角栄内閣成立以前の「十大政策」の「重度障害者の全員収容制度を確立する」という項目は、推進連盟や全社協の要求を代弁する議員たちがおり、その議員たちを総裁選挙で田中角栄の賛成者にするために、愛知揆一たち作成チームがそれらの議員たちが代弁する要求を入れて作成したものである。その内容は初めから障害児者の「発生予防」を基本として取り入れていた。この田中内閣成立直前の段階では、重度障害児者の収容先は福祉施設一種類であり、それは同時に地域から施設収容へと、国及び自民党の福祉政策を転換するものであった。次に、田中内閣は成立直後から、公約を実施するために中央心身障害者対策協議会の答申を急がせた。その内部では、施設側から養護学校増設で、施設経営が困難になるので施設の指導を義務教育とみなすべきだという意見が出たが、特殊教育推進側の反対にあったために、その折衷案として重度障害児者の収容先が福祉施設と、寄宿舎がある養護学校及び盲学校・聾学校などの特殊教育諸学校等への収容・通所が追加され、収容先は二種類になった。そして、優生保護法改正の論議から出た政策は、障害がある胎児の中絶手術が第一の解決策だが、それに失敗して生まれた子ども達は「施

設に全員収容」する方針であり、施設併設養護学校及び単独の養護学校が義務化されることになった。つまり「重度障害児者の全員収容」政策が、厚生省の認可施設と文部省管轄の特殊教育諸学校との二種類に分化して政策化されたのである。

戦後の優生学の影響に関して、平田は1950年代に精神薄弱者の性の問題について小林提樹医師が「癩病の世界」をモデルに…（中略）…コロニーを作って隔離された社会の中でその生涯を全うさせるという提案」をしていたことを指摘している⁽⁷³⁾。この指摘は、養護学校義務化政策を解明する際に、「隔離の意味」とは、障害児を健常児とは違う別の場所で教育することだけを意味するのではなく、障害児者全体を社会から引き離し、障害児者だけの世界を作ってそこで生涯を終えさせることを示唆する点で重要である。なぜなら1973年の義務化政令による養護学校義務化政策は、この点を基本にすえて考えれば、優生政策の一環として、障害児者全体を社会から引離すための機能を養護学校に担わせることによって実現させようとしたことがわかるからである。

以上のことから、1973年の養護学校義務化政令は優生政策から分化し、養護学校義務制が障害児者を社会から引離す機能を担うものという意図のもとに政策化された、ということがいえるのである。

<注>

- (1) 高橋智 / 清水寛『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学』1998年、多賀出版。
- (2) 堀正嗣『障害児教育のパラダイム転換』1994年、柘植書房。
- (3) 松原洋子「優生学史研究の動向Ⅲ」『科学史研究』第Ⅱ期第34巻No194、1995年。松原洋子「民族優生保護法案と日本の優生法の系譜」『科学史研究』第Ⅱ期第36巻 No201 1997年。松原洋子「〈文化国家〉の優生法」『現代思想』1997年4月号、青土社。
- (4) 松原洋子「日本——戦後の優生保護法という名の断種法」米本昌平 / 松原洋子 / 棚島次郎 / 市野川容孝編『優生学と人間社会』2000年、講談社、194-196頁。
- (5) 同上、204-208頁。
- (6) 平田勝政「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響」中村満紀男編『優生学と障害者』2004年、明石書店。
- (7) 同上、「(4) 三田谷啓の場合」、636-637頁。
- (8) 平田勝政「大日本優生会の研究」『長崎大学教育学部紀要——教育科学』第63号、2002年、19-20頁。（この論文で平田は、三田谷が所属していた「大日本優生会」会長の市川源三が「会報」第3号で「優生学には①積極的優生学②消極的優生学、③予防優生学の三種に区分」し、積極的優生学は「偉人天才の創出」であり、消極的優生学は「社会に害毒を流す悪質者の予防駆除」としていたことを紹介している。）
- (9) 三田谷啓「特殊教育論」『心理研究』第46号1917年。（三田谷はこの中で「消極的方面の保護の一として異常児童の教養のことを述べて見たいと思ふ。」と記している、62-63頁。その中の項目の「7 精神薄弱児教育」の2に「特殊教育」をあげている、67頁。）

- (10) 同上、67頁。(ここで三田谷は「特殊教育の目的は、児童の性能に応じたる職業を得させ生活の道を講じ他面には社会に害毒を流さぬようにすることである」と記している。)
- (11) 津曲裕次／清水寛／松矢勝宏／北沢清司編『障害者教育史』1985年、川島書店、311頁。
- (12) 文部省・文部科学省『学校基本調査報告書』昭和54年度-平成18年度。(養護学校義務制期間の27年間で就学猶予・免除になった学齢児は、約7万人であった。)
- (13) C.メイヤー, S.J. ペイル, S. ヘガティ編 渡邊益男監訳 渡邊健治・荒川智共訳『特別なニーズ教育への転換』川島書店、1997年。これによればイタリアは1971年に第118号法の成立により統合教育へ転換し(25頁参照)、同様にデンマークは1975年成立の国民学校法(41頁参照)、アメリカ合衆国は1975年全障害児教育法(75頁参照)、イギリスは1978年のウォーノック報告(102頁参照)等、欧米の国々が1970年代に統合教育へと転換した。
- (14) 猪木武徳『日本の近代7 経済成長の果実』2000年、中央公論新社、250頁。
- (15) 「特殊教育の基本的な施策のあり方について」文部省『特殊教育百年史』、昭和53年、東洋館出版、679-685頁。
- (16) 同上、680-681頁。
- (17) 辻村泰男「特殊教育の新しい考え方について——総合研究協力者会議報告私註——」『学校経営8月号』第14巻第8号、昭和44年、第一法規出版、16頁。
- (18) 特殊教育総合研究調査協力者会議議長辻村泰男「特殊教育総合研究機関の設置について」日本学校保健学会編集『学校保健研究 Vol.11 No.4』昭和44年、保健研究社、198-199頁。
- (19) 文部省初等教育課編集『初等教育資料 NO.229』昭和43年7月号臨時増刊、東洋館出版。
- (20) 同上、2頁。
- (21) 鈴木清／河合久治編集『普通学級における心身障害児の指導』1970年、明治図書出版。
- (22) 「「障害」児教育のあゆみ」豊中市教職員組合編集・発行『豊中の教育』1980年、65-109頁。
- (23) 辻村は、前掲「特殊教育の新しい考え方について」では「統合主義」と記していたが辻村泰男「いわゆる統合教育について」辻村泰男／小柳恭治／村井潤一／玉井収介／伊藤隆二『統合教育』1978年、福村出版では「統合教育」と記している。
- (24) 文部省大臣官房調査課『児童生徒の心身障害の状況——昭和42年度——』昭和43年、30頁。
- (25) 田中角栄『国民への提言 *私の十大政策*』1972年。(富士常葉大学飯島文庫所蔵)
- (26) 『朝日新聞』1972年6月24日付朝刊2面。(これによれば「十大政策」の配布は同年6月23日)
- (27) 前掲『国民への提言 *私の十大政策*』、6-7頁。
- (28) 「予算化された我が党重要政策」自由民主党編『政策月報』昭和47年3月号、237-238頁。
- (29) 「ホーム・ヘルパー」の初出は『国会会議録検索システム』昭和35年02月09日衆-社会労働委員会-1号、発言者11/16。
- (30) 『国会会議録検索システム』昭和47年6月2日-参-社会労働委員会-33号、発言者93/99-96/99。
- (31) 山下元利「新政策への情熱」日本経済研究会編集・発行『ステーツマン』昭和54年、327頁。(ここで山下は「昭和47年初頭、田中角栄先生が自民党総裁公選に立候補することを決意さ

- れ、…（中略）…その立候補に当り広く世に問う政策の策定について、田中先生はその一切をあげて愛知先生（筆者注、愛知揆一）に委ねられたのである。」と述べている。）
- (32) 全国特殊教育推進連盟編・発行『二十年史』昭和58年、270頁。
- (33) 同上、小宮山倭「人間尊重の精神を基定に」、2-5頁。
- (34) 同上、4頁。
- (35) 草柳大蔵『灘尾弘吉先生と語る』1992年、全国社会福祉協議会、277-285頁に灘尾の略歴がある。
- (36) 同上、『灘尾弘吉先生と語る』、114-116頁に、水曜会は石井光次郎が率いていた派閥であることが記されている。
- (37) 同上、126-131頁。
- (38) 福田赳夫『回顧九十年』1995年刊、岩波書店、197-198頁。（「（筆者注、6月21日に）中曽根派が田中支持を正式に表明し、中間五派（1）が「少し成り行きを観望したい」という態度に変わってきた。そして中間五派の中に、田中支持の空気がだんだん出てくる。（中略）中間五派が初めは全面的に私に傾斜しておったのが、今度は中曽根氏の動きから田中氏の方へ大勢動いた。そこに違いが出てきた。」と福田は書いている。中間五派については同書206頁に「（1）中間五派＝（中略）椎名、園田、水田、船田、石井の五派閥。」と福田は解説し、灘尾所属の中間五派の動向が総裁選で重要だったと述べている。）
- (39) 『石井光次郎日記』国立国会図書館所蔵、マイクロフィルム手書き。（1972年4月7日の条に「（筆者注、石井は中間五派の動きを統一しようとしたが）五派はなかなか一本化できない。灘尾君は大平に通じそうだ（後略）」と書かれており、石井派で一番に総裁候補の誘いに従ったのは灘尾弘吉で、大平派は決戦投票前に田中支持になった為に灘尾弘吉は最終的に田中支持になったという内容が述べられている。）
- (40) 灘尾弘吉は田中角栄と個人的にも関係があったことをつぎのように述べている。灘尾が第二次池田内閣の時に厚生大臣になった昭和36年当時、医療費の値上げ問題で医師会と自民党がこじれて、その交渉案を作成する時に「あの当時、政調会長は田中角栄、角さんだった。彼が僕の陋屋へやって来たり、僕が彼の家へ行ったりして、文書を作るんです。…（中略）…「俺が書くから」といって、彼は鉛筆を取るんだけど、僕は彼に書かせなかった。こっちは専門家の意識があるし、彼は僕の衛生局長時代を知ってるらしくて、僕のいうことを聞くんですよ。」前掲、『灘尾弘吉先生と語る』、127頁から引用。
- (41) 前掲「人間尊重の精神を基定に」、28頁。
- (42) 文部省「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」（昭和37年）前掲『特殊教育百年史』所収、582頁。（「白痴（筆者注、IQ20ないし25以下のもの）、重症痴愚（筆者注、「痴愚」はIQ20ないし25から50の程度）、重症の小児まひ、現在進行中の精神疾患、脳疾患その他これらと同等の高度の障害を有するかまたは二つ以上の障害を有し総合するとその程度が高度になるものなど盲学校、聾学校または養護学校における教育にたえることができないと認められる者については、その障

害の性質および程度に応じて就学の猶予または免除を考慮すること。」と規定されていた。）

- (43) 前掲『二十年史』、42-158頁。
- (44) 全国福祉協議会三十年史刊行委員会編『全国福祉協議会三十年史』昭和57年、235-236頁。
- (45) 全社協心身障害児福祉協議会編集・発行『ひとりの子ども もれなく』1966年、1頁。
- (46) 日本心身障害児協会附属島田療育園編集・発行「島田療育園年譜」『島田療育園のあゆみ』No. 5、昭和46年、附属年譜。
- (47) 前掲『ひとりの子ども もれなく』、38頁。
- (48) 同上、『ひとりの子ども もれなく』、41頁。
- (49) 同上、40頁。
- (50) 同上、3頁。
- (51) 全社協養護施設協議会編『季刊児童養護』第1巻2号、昭和45年、30-31頁。
- (52) 前掲『二十年史』、1頁に下田は推進連盟の創立から同連盟に参加していたとある。
- (53) 文部省編「座談会 養護学校教育義務制十年を振り返って」『季刊特殊教育』東洋館出版社、平成元年8月、9頁。
- (54) 中央心身障害者対策協議会『総合的な心身障害者対策の推進について』、手書き謄写版 昭和47年12月、国立国会図書館所蔵。
- (55) 同上、1頁。
- (56) 全社協心身障害児福祉協議会編集・発行『ひとりの子ども もれなく』1968年、9頁。
- (57) 登丸福寿「精神薄弱児施設の教育と福祉の分担と協力」日本精神薄弱者愛護協会編『愛護』1970年9月号、8頁。
- (58) 日本精神薄弱者愛護協会教育問題小委員会「精神薄弱児施設ならびに精神薄弱児通園施設における指導と義務教育との関係に対する意見と要望」日本精神薄弱者愛護協会編『愛護』1971年6月号、32頁。
- (59) 小宮山倭「養護学校義務制実施への歩み」全日本特殊教育研究連盟他編『精神薄弱者問題白書 1974年版』昭和49年、日本文化科学社、41-42頁。
- (60) 内閣府平成14年作成マイクロフィルム『1973年中央心身障害者対策協議会における総理大臣挨拶について』国立公文書館所蔵。（この中に青刷りの手書き謄写版で次の委員の名簿がある。「総理府総務副長官、大蔵・文部・厚生・運輸・労働・建設・自治省各事務次官、会長中川善之助・会長代理葛西嘉資、委員 勝木新次・菅修・桑原幹根・五島貞次・佐藤孝三・下田巧・太宰博邦・辻村泰男・原田運治・松島静雄、専門委員 高瀬安貞・宮崎音彦・小宮山倭・尾村偉久・山口薫・吉武泰水・木下茂徳」）
- (61) 前掲『総合的な心身障害者対策の推進について』、10頁。
- (62) 初代国立特殊教育総合研究所所長「新春対談 障害児教育のあり方をさぐる（下）」全国障害者問題研究会編集・発行『みんなのねがい』1973年2月号（35）、56頁。
- (63) 同上、59-60頁。

- (64) 前掲『総合的な心身障害者対策の推進について』、7-8頁。
- (65) 『国会会議録検索システム』衆-社会労働委員会-1号、昭和47年08月08日、発言者9/211。
- (66) 同上、発言者114/211。
- (67) 前掲「日本——戦後の優生保護法という名の断種法」、211頁。
- (68) 同上、211頁。
- (69) 「超音波医用機器とその応用」日本医療機器学会編『医科器械学雑誌』39(11)、1969年、833頁。
- (70) 田中角栄『日本列島改造論』日刊工業新聞社、1972年6月刊、53-54頁。
- (71) 『国会会議録検索システム』参-予算委員会-9号、昭和48年03月23日、発言者272/644。
- (72) 同上、発言者329/644。
- (73) 前掲「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響」、648頁。

参考『新訂政治家人名辞典 明治～昭和』、日外アソシエーツ、1990年より。

灘尾弘吉 明治32年12月21日生まれ。広島県佐伯郡大柿町出身。平成6年没。東京帝国大学法学部法律科（大正13年）卒。大正13年内務省に入り、大分県知事、内務次官などを歴任。昭和27年以来衆院議員に12選。昭和31～32年（石橋内閣・第一次岸内閣）、同33年（第二次岸内閣）、同38～39年（第2・3次池田内閣）、同42～43年（第2次佐藤改造内閣）と4度文相を務め、…（中略）…同36～37年には厚相（第2次池田改造内閣）。同54～55年衆議院議長。同58年引退。

同上、『新訂政治家人名辞典 明治～昭和』。

愛知揆一 明治40年10月10日生まれ。昭和48年11月23日没。東京都出身。東京帝国大学法学部政治学科（昭和6年）卒。昭和6年大蔵省に入り、…（中略）…同22年銀行局長。同25年参院選全国区当選。同28年大蔵政務次官、同29年第5次吉田茂内閣の通産相兼経済審議庁長官。同30年衆院選（宮城1区）に当選。同32年岸内閣の官房長から法相。同39年第2次池田隼人内閣文相、同41年第1次佐藤栄作内閣の官房長官、同43年第2次佐藤内閣の外相…（中略）…同47年第2次田中角栄内閣で蔵相。

久米 祐子

A Study on mandatory policy of special education school in 1973

Yuko KUME

In this paper, I clarified the relationship between the special education school mandatory policy and the eugenic policy by elucidating the circumstances that the Tanaka Kakuei Cabinet issued policy decree of mandatory special education school for 1973 as a policy. Analyzing the policy decision process of the Tanaka Cabinet's mandatory the special education school obligatory ordinance, clarified that this mandatory decree was one of the eugenics policies.